

(その1)

収 支 報 告 書

令和 5 年分
(年 月 日開催分)

(ふりがな)

1. 政治団体の名称

たんじまことこうえんかい
丹治まこと後援会

2. 主たる事務所の所在地

福島市野田町3-11-80

3. 代表者の氏名

丹治 誠

4. 会計責任者の氏名

丹治 重雄

(事務担当者の氏名)

佐々木 伸和

(電話)

024-933-1233

(収受欄)



資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
公職の種類	福島市議会議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	丹治誠

資金管理団体の指定の期間	
平成 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から	
平成 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日まで	

(選管使用欄)		
団体番号	審査記載	入力
4439	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から	
平成 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	220,389
(前年からの繰越額)	19,440
(本年の収入額)	200,949
支 出 総 額	215,529
翌 年 へ の 繰 越 額	4,860

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		0
員 数		0
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	200,949	✓
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	200,949	✓
(寄附のうちあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア+イ)	200,949	✓

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		3. 政治団体からの寄附 /		
寄附者の氏名 (又は名称)	金 額	年月日	住 所 (又は所在地)	職 業 (又は代表者の氏名)	備考	
公明党福島県本部 /	95,700	令和5年5月16日	郡山市豊田町5-15 豊田第一ビル2階 /	今井 久敏 /		
公明党福島県本部 /	49,775	令和5年6月5日	郡山市豊田町5-15 豊田第一ビル2階 /	今井 久敏 /		
公明党福島総支部 /	50,614	令和5年6月19日	福島市成川字久保前12-4 /	後藤 善次 /		
この頁の小計	196,089	/				
その他の寄附	4,860	/				
合 計	200,949	/				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表																
項	目	金	額	備	考											
1	経	常	経	費												
(1)	人	件	費	0												
(2)	光	熱	水	費	0											
(3)	備	品	・	消	耗	品	費	0								
(4)	事	務	所	費	0											
	小		計	0	/											
2	政	治	活	動	費											
(1)	組	織	活	動	費	0										
(2)	選	挙	関	係	費	0										
(3)	機	関	紙	誌	の	発	行	費	0							
	そ	の	他	の	事	業	費	0								
	ア	機	関	紙	誌	の	発	行	事	業	費	0				
	イ	宣	伝	事	業	費	215,529	/								
	ウ	政	治	資	金	パ	ー	ティ	ー	開	催	事	業	費	0	
	エ	そ	の	他	の	事	業	費	0							
	小		計	(3)	ア	~	エ	215,529	/							
(4)	調	査	研	究	費	0										
(5)	寄	附	・	交	付	金	0									
(6)	そ	の	他	の	経	費	0									
	小		計	215,529	/											
	合		計	215,529	/											

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無 /	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 14 日

政治団体の名称

丹治まこと後援会

会計責任者の氏名

丹治 重雄



代表者の氏名 (解散団体のみ)



- (備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
2 解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。